

蠶種
冷藏

小
諸
風
穴
案
內



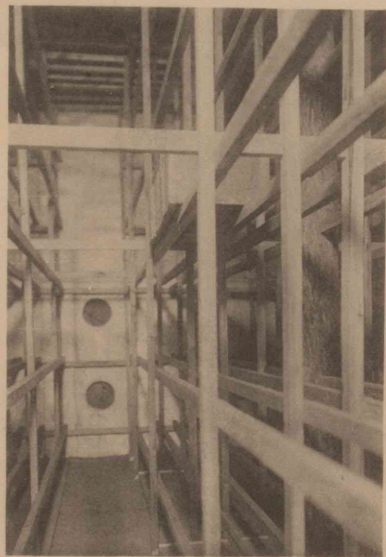
小諸風の穴の全景

小諸風の穴の全景



穴風號一第 部一の穴風諸小

第一號風穴の上第一備豫
第一室內光景



第一室內光景藏冷種

第一號風穴の上第一備豫

目次

一 小諸風穴の寫眞	一
一 位置	一
一 名稱並に組織	一
一 目的	一
一 風穴の構造	一
一 風穴の容積	二
一 風穴内の温湿度	四
一 冷蔵蠶種の委託時期	四
一 冷蔵蠶種の入穴時期	五
一 蠶種箱の構造	六
一 蠶種送達の方法	七
一 冷蔵蠶種の出穴	七
一 通信機關	八
一 交通機關	九
一 冷蔵蠶種委託府縣名	九
一 風穴の來歴	一〇
一 小諸風穴蠶種冷蔵規定	一〇

小諸風穴案内

(一) 位置

長野縣北佐久郡川邊村大字大久保全部自己の所有地内にあり

(二) 名稱並に組織

小諸風穴と稱し柳澤大六一己の經營なり

(三) 目的

總ての蠶種を委託者の需めに應じ必要の時季迄最も安全に冷蔵をなす

(四) 風穴の構造

廣大無盡の磊中より吹出する天然の冷風を利用し方形或は圓

形にして深さ參間乃至參間參尺周圍石を疊み上部地平線に天井を作り各所に氣拔を設け此天井上には木挽屑を厚く填充して穴内冷氣の放散を防ぎ温度の均一を保たしむ之れより更に十數尺の柱立て瓦葺土藏造りと爲し入口は二重に扉を裝置し出入に際し外氣浸入等の憂なからしむ殊に冷藏室内は内壁全部を亞鉛板にて包裝し側面各所に多數の通風口を設け縦横に柵を造り蠶種箱の積み入れに便し且つ空氣の流通を安全ならしむ尙各風穴の上屋百五十餘坪の室内に於ては冷藏蠶種の生理上益々良好なるべき様に入穴出穴に際し豫備扱をなす

(五) 風穴の容積

蠶絲業法に據り認可を有する風穴の數は現今五室にして此容積六萬五千四百七拾參立方尺之に冷藏し得べき蠶種の豫定認可枚數は百六拾五萬六千貳百拾枚是を各風穴に就き區別せば左の如し

風穴符號	容			積	蠶種冷藏豫定枚數
	間口	奥行	高さ		
第壹號風穴	方形ニシテ曲折シ		參、貳 <small>間尺</small>	貳四、〇參 <small>尺</small>	六〇〇、七五 <small>〇枚</small>
第貳號風穴	六、〇〇 <small>間尺</small>	參、壹 <small>間尺</small>	參、參 <small>間尺</small>	壹四、參六四	參五七、六六參
第參號風穴	圓形ニシテ直徑五間參尺		參、參 <small>間尺</small>	壹七、九八九	四四七、九貳六
第四號風穴	貳、參 <small>間尺</small>	參、參 <small>間尺</small>	參、〇〇 <small>間尺</small>	五、六七〇	壹六四、七壹參

第五號風穴

貳、參〇
貳、〇〇
參、〇〇
參、四貳〇
八五、壹五八

(六) 風穴内の温湿度

蠶種の冷蔵始期三月より終期九月に至る期間の温度左の如し

(但華氏)

	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月
最 低	參貳、〇 ^度	參貳、五 ^度	參四、〇 ^度	參五、〇 ^度	參七、五 ^度	參八、五 ^度	四〇、〇
最 高	參貳、五	參四、〇	參五、〇	參七、五	參八、五	參九、九	四四、參、〇

湿度八拾八度乃至九拾度

(七) 冷蔵蠶種の委託時期

委託地方の氣候の狀況により一定するを得ざれども海洋沿岸の暖地及び神奈川縣以西に於ける常に温暖なる各府縣にありては毎年十二月より翌年一月下旬迄に其他本縣内並に本縣と稍同一温度の各地にありては二月中旬頃迄の間に於て成べく外温の最低なる時期輸送委託するを最も安全とす

(八) 蠶種入穴時期

越年種は三月上旬より同月中旬頃迄の間に於て全部一時に入穴をなし二化性夏秋蠶種は産卵後氣温の高低により一定せざれども氣候普通の場合には産付後四日目乃至五日目人工越冬種は産付四五日を経過したる後入穴するを適當とす

(九) 蠶種箱の構造

蠶種箱は極めて乾燥せる輕き堅牢なる用材即ち松杉等を以て作り、出穴返送の節郵送すべきものは長さ壹尺貳寸幅八寸厚さ内法壹寸貳參分乃至壹寸五分のものに特別蠶種にありては貳拾枚内外普通蠶種は拾枚位宛を容れべく各蠶種は卵面を合せ其間に細き燈心の如き柔く且重量輕きものを挟み結束押入し嚴重に目張りせらるべし各個の重量參百匁以内とせば出穴の際五種郵便にて迅速に到達すべき便あり小包郵便は五種便に比し一、二日間の遲着は免れざるべし

鐵道便にて遞送をなすものは蠶種の間は燈心或は麥稈を挟み

五拾枚位宛結束し百枚乃至百五拾枚入れの大箱となし目張せる上鉢力或は亞鉛板にて外箱を作り押入せらるべし尤も外箱木製の場合は外面紙張りとし澁を引き何れも菴包となし各個の兩端小口に記號枚數住所氏名を明記せらるべし

(十) 蠶種送達の方法

出穴の際五種便にて郵送すべき小箱も委託の節は多數結束小包郵便或は菴包として鐵道小荷物便又は通運便にて遞送せば賃金を輕減し得策にして取扱も亦利便なり

(十一) 冷蔵蠶種の出穴

冷蔵蠶種は三月より九月貯藏の終期迄委託者の希望により何

時にても申込次第出穴す

(十二) 通信機關

郵便電信は長野縣小諸郵便局區内にして當風穴事務所との距離二拾町小諸局の特設電話に加入し居り電報は着發共總て電線託送により瞬間に發受し人夫にて配達の煩を避く

電話番號は

小諸百六番本加入 (住宅用)

小諸百六番連設 (風穴用)

電信略號は

(ヤナ)又は(ヤ)

爲替は長野縣小諸郵便局へ振替貯金は東京一九八五二番加入者小諸風穴蠶種貯藏所柳澤大六の口座へ拂込まれたし

(十三) 交通機關

鐵道は信越線小諸驛途中下車驛同驛を距る西方約十八町交通の至便なること全國風穴所在地中に此比を見ず車馬の便極めて安全なり

鐵道便小荷物は小諸驛より無料にて迅速に配達の便あり

(十四) 冷蔵蠶種委託府縣名

現今二府三十餘縣に亘り其内主なる府縣左の如し

東京府 京都府 群馬 埼玉 千葉 茨城

神奈川 静岡 愛知 岐阜 三重 滋賀
 奈良 島根 鳥取 愛媛 徳島 高知
 廣島 山口 福岡 大分 宮崎 鹿兒島
 福井 富山 新潟 朽木 福島 宮城
 本縣

(十五) 風穴の來歴

當風穴所在地は全體高位位置にあるに一帶に甚しき重疊せる石
 礫にして其石層中常に冷風吹出し盛夏の候と雖も頗る涼冷な
 り往昔此處に一の穴を即ち氷を貯へ歳々之れを藩主に獻せし
 が明治初年の頃養蠶家が結霜の爲め桑葉を害せられ蠶兒を飼

育する能はざるを憂ひ偶然該氷穴を利用し試みに蠶種を貯藏
 し其發生を後れしめたるに意外の好果を得たりしかば他に自
 から風穴を造り地方製種家に謀り春夏秋蠶種を貯藏し隨時需
 要者に供給或は市場に販賣せしめしに其發生並に飼育の結果
 良好にして非常なる好評を博せしより汎く斯業家の便益を圖
 り一般貯藏の依頼に應ずること、せり爾來越年夏秋蠶種の冷
 藏委託歳々其數増加せしを以て漸次風穴の擴張を爲すと共に
 設備上亦大に改良を施し今日の隆盛を見るに至れり

小諸風穴蠶種冷蔵規定

小諸風穴蠶種冷藏規定

第一條 蠶種ノ冷藏手數料ハ左ノ如シ
但特別蠶種普通蠶種共區別ナク紙數ヲ以テ計算ス

第二條 過大ノ容器ヲ使用セル者又ハ包裝シタル蠶種ニテ申

込ノ枚數ニ對シ容積過大ナリト認ムルモノハ左ノ標準ニヨ
リ枚數ヲ計算ス但曲尺ヲ用フ

外法長サ一尺二寸 同幅八寸五分 同厚サ一寸五分ニ付二
十枚トス

第三條 當所ノ貯藏箱ニ移入シ冷藏スルモノハ蠶種壹枚ニ付
金壹錢宛割増手數料トシテ申受ク

第四條 一箱ノ蠶種ヲ分割出穴スルモノハ枚數ノ多少ニ不拘
出穴手數料ハ一回毎ニ金五錢トス

第五條 冷藏料並ニ出穴手數料ハ蠶種ノ委託ト共ニ拂込ミ返

送料ハ特別蠶種ハ一枚ニ付金壹錢宛普通蠶種ハ一枚ニ付金
壹錢五厘宛遞送箱ノ新調ヲ要スルモノハ五枚入迄一個金拾
錢ノ割合ヲ以テ委託蠶種出穴請求ノ際迄ニ拂込マルベシ
但全部ノ送金ナク出穴請求ノモノハ返送スベキ蠶種ニ對シ
敷金或ハ代金引換トナシ送附シ又場合ニヨリテハ請求ニ應
ゼザル事アルベシ

第六條 委託蠶種ノ受附ハ毎年十二月ヨリ翌年二月二十八日
迄出穴ハ三月ヨリ九月十日迄トス

但受附期限内ト雖モ委託蠶種ニ異狀アリト認ムルモノハ拒
絶返送スルコトアルベシ

第七條 委託蠶種ハ總テ請求ニヨリ出穴ス

但出穴豫定期日記載ノモノモ出穴ノ際ハ其都度請求セラルベシ

第八條 左ニ掲グル各項ハ委託者ニ於テ實行セラルベシ

- 一、一口ノ蠶種ヲ分割數回ニ出穴セントスルモノハ豫メ各蠶種ノ小口ニ符號若シクハ小札ヲ貼付セラルベシ
- 二、蠶種箱ノ兩端ニハ委託者ノ住所氏名又ハ商號ヲ記シ尙符號若シクハ番號等明瞭ニ記載セラルベシ
- 三、電信略語及蠶種出穴ノ際用フル電信暗號ハ豫メ通知セラルベシ

四、回答或ハ返電ヲ求ムル者ハ必ズ料金ヲ前納セラルベシ

第九條 左ニ掲グル各項ハ需メニ應ゼズ

- 一、受附期限ヲ經過シタル冷蔵委託
 - 二、二化性原種ノ究理
 - 三、發信人不明若シクハ符號、番號等符合セザル出穴申込
- 第十條 出穴期限内ニ出穴セザル蠶種ハ總テ廢棄物トシテ處分ス

但冷蔵料ハ規定ノ通り申受ク

第十一條 委託蠶種ハ常ニ相當ノ保護ヲ爲スト雖モ天災、火災、其他不可抗力ノ災害ハ其責ニ任ゼズ

非賣品

長野縣北佐久郡川邊村大字大久保
小諸風穴蠶種貯藏所

所主 柳澤大六

東京神田今川橋

印刷所 青雲堂印刷部



小野寺文庫
ONOGERA

群馬県立図書館



0497806-0